

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

助成財団に期待する／中藤 泉	1
松方理事長対談シリーズ(3) 新春対談「謝恩のこころ」	2
Report 23 新公益法人会計基準のあらまし	6
TOPICS 2005年度会員の集い／ 公益法人制度改革と助成財団	8
道を拓く：秋山記念生命科学振興財団・ 理事長秋山孝二氏に聞く	11
インフォメーション／編集後記	12

助成財団に期待する

内閣審議官・公益法人制度改革推進室長
中藤 泉

現在、政府においては公益法人制度の抜本的改革に向けて、所要の法律案を本年の通常国会に提出すべく準備を進めているところである。

改革の趣旨は、本誌でもすでに取り上げられたところであり詳細は割愛するが、要すれば、これまでの「官が決める公益活動」から「民が決める公益活動」への転換といえよう。個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置づけることである。

助成財団については、その歴史は古く、これまでさまざまな分野において多くの成果を挙げてきていると承知しているが、この抜本改革の機会にあたり、改めて事業の評価や見直しを行い、新たな時代における活動の座標軸を構築することが重要なのではないかと。以下、気づいた点として3点挙げたい。

第一はメリハリの効いた事業の実施である。見直しの視点はさまざまあろう。たとえば、未来を担う若手研究者の育成にシフト、人文社会分野への進出、生命倫理など人文社会科学と科学技術との融合分野の取り込みなど、これまでの実績や経験を踏まえ、社会のニーズへどう対

応していくか。こうしたニーズの把握のためには、部外有識者の知恵の活用や応募者の意見を吸収するなどの取組みも有効と思われる。

第二に情報発信の強化である。民が決める公益活動という趣旨に鑑みれば、国民の公益活動への理解が鍵となる。そのためには、公益活動の意義や実態、社会への貢献について、従来以上に対外的な発信を強化し、分かりやすい情報提供などを通じ、国民の公益活動への幅広い関心を高めるとともに、国民自らの参加を促進させる環境を整えることも大切である。

第三に事業活動の情報開示や適切な法人運営の確保である。国民の公益活動への積極的な参加のためにも寄付文化を育み、民が公共の領域に関与するチャンネルを構築していくことも今後の大きな課題である。健全な寄付文化を醸成するためにも、事業活動の実態についての情報開示や法人運営におけるガバナンスや内部規律の保持などの体制整備が不可欠である。

現行民法の制定は1896(明治29)年。今回の改正は2006年。110年ぶりの改正となる。この機会に、個々の法人はもとよりさまざまな場において助成財団のあり方につき建設的な議論がなされ、民が担う公益活動の支柱として助成財団がその真価を発揮されることを期待したい。



松方理事長対談シリーズ(3)

新春対談『謝恩のこころ』

—人を育てる—

新春対談は、伊藤謝恩育英財団理事長であり、株式会社ヨーカ堂を設立し、今やイトーヨーカ堂、セブン-イレブン、デニーズをはじめ、銀行も傘下に置く大企業グループに育て上げた、株式会社セブン&アイ・ホールディングス名誉会長の伊藤雅俊氏と、ご長女で同財団常務理事・事務局長の山本尚子氏にお話をおうかがいしました。

はじめに

松方：明けましておめでとうございます。

今年は、明治時代から続いてきた公益法人制度が大きく変わる記念すべき年になりそうです。現在までの法律改正の検討状況では、新しく助成財団を設立することが、これまでよりもたやすくなる方向に進んでおります。

その一方でIT業界をはじめとして、事業で財をなされた方も増えておりますので、そういう方々になるべくこの世界（助成財団界）に入っていただきたい。本日の伊藤理事長のお話が、そのきっかけになればと期待しております。

伊藤：ほほう、そうですか、制度改革が逆風ではなく追い風になっていくわけですね。

松方：まだ完全に決まったわけではなく、いろいろな見方があるようですが、どちらかという追い風ではなからうか、と考えています。

設立の動機

松方：そこでまずお尋ねしたいのですが、どのようなお考えで伊藤謝恩育英財団を設立されたのでしょうか。

伊藤：私には頭のよい異父兄がおりました。母の最初の結婚相手が毎日新聞の記者でしたが、兄が5歳のころに亡くなりました。母が再婚して私が生まれましたが、兄とは13歳離れています。里子に出されていた兄が母の店を手伝うようになったのは17,8歳のころです。

兄は小学校しか出ておりませんでした、勉強をしたかった

のでしょう、昼間働きながら、夜、自転車で武蔵小山から神田の電機学校に通うようになりました。しかし持病の喘息があったものですから、通いきれなくなったのです。非常に頭がよいだけに、学校に行きたいという気持ちが強かったと思います。

その後、母が離婚するのですが、親戚はだれも面倒を見てくれない。そのとき兄が叔父の店の1軒を借りて商売を始め、母と私を引き取ってくれたので、私はそのまま今の横浜市立大学までいくことができました。当時はあまり気にしてはいませんが、私の学費が収入の3分の1は占めていたのではないのでしょうか。今から考えれば本当に申し訳ない、感謝の気持ちでいっぱいです。

兄は45歳で亡くなりましたが、私がこの財団をつくったのは、1つにはこの兄が非常に学校に行きたいという気持ちがあったからです。家庭の事情で学校に行けない子供たちを支援してあげれば、兄の供養にもなる。母も、夫と早く死別し、また離婚するという厳しい生活環境の中で、常に「他人さまのお世話をなさい」を口にする明治気質の人でした。このほかに小学校しか出ていないが非常に頭がよく教養もある、会社にとって大恩人の平塚梅屋社長の関口さんをはじめ、いろんな方にお世話になって今日があるのだということで、「謝恩」という名前をつけました。設立して今年で12年目、お世話した人数は450人ぐらになります。

松方：こちらの奨学制度はユニークだと聞いておりますが、どのような内容ですか。

山本：私どもの奨学金は、家庭の事情などで経済的に進学が困



いとうまさとし
伊藤雅俊 理事長 (財) 伊藤謝恩育英財団

伊藤雅俊氏略歴

1924年生まれ、横浜市立商業専門学校(現横浜国立大学)卒業。

1958年株式会社ヨーカ堂設立、社長に就任。イトーヨーカ堂、セブン-イレブン、デニーズの持ち株会社で、傘下に百貨店や金融、情報サービス、出版業、製造加工業、警備、不動産業などをもつ、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの名誉会長。

日本経済新聞社に連載した「私の履歴書」が、「伊藤雅俊の商いのこころ」として日本経済新聞社より出版。「ひらがなで考える商い」日経BP社より出版。



やまもとひさこ
山本尚子 常務理事・事務局長
(財) 伊藤謝恩育英財団

山本尚子氏略歴

1955年、伊藤雅俊氏のご長女として生まれる。共立女子大学卒業。

現在は、伊藤謝恩育英財団常務理事・事務局長。

ご主人爲久氏も財団法人アサヒビール芸術文化財団常務理事として、ご夫妻ともにフィランソロピー活動に従事。

難な高校3年生を募集対象としております。応募時に財団が指定した大学の中から、自分の希望する大学を第2希望まで申請してもらい、その大学に入学することが奨学金支給の条件となります。財団の選考で内定を得た者の中から希望大学に進学した若者に対し入学一時金として30万円、奨学金として大学卒業までの4年間毎月6万円を給与しております。

財団を運営して

松方：財団設立してから今日までを振り返って、財団の運営についてどのようにお考えでしょうか。

伊藤：財団をつくった時期はまだバブルのときでした。日本全体、世の中全体がなにかふわふわしており、毎月相当の額を差し上げているけれど、感謝の気持ちが薄い学生が多かった。そのときは「これでいいのかな」と、自分の気持ちに反しているような、正直いってちょっと不本意な感じがしていました。

山本：バブルが崩壊した最近、皆さんずいぶん真剣になってきました。

松方：選考はどのようになさっているのですか。

山本：当初は所得制限などを考慮していたのですが、面接で真剣さがある人は、所得を見るまでもないということで、所得制限をしないことにしました。面接をしていますと、半分ぐらいの方が、親が亡くなったか離婚した学生です。

最近では300人近い応募があり、書類選考と面接選考を行っています。書類選考で約100人に絞り、面接選考を経て、補欠を含め60人に内定を出しています。応募時に申請した大学に入学することが奨学金支給の条件であるため、採用する奨学生は30人ぐらいになってしまいます。

伊藤：私も戦争に行った、あのときに何百万人もの人が亡くなったわけで、今の60歳ぐらいの人には、母親が苦勞して学校に行かせてくれたという人が著名な財界人にはたくさんいます。当時は兄弟全部がそろって大学を出るなどということはできないで、商業学校を出るのでも5人兄弟で1人という人が多か

った。時代が変わったわけですから。

山本：驚くのは願書に、大学に行くのでさえ大変なのに、ほとんどの人が大学院まで行きたいと書いてある、その気持ちを理解することがなかなかできません。

伊藤：見事に自分で設定した目標を達成し、大学に進学した新奨学生に対して、奨学生認定証書授与式を開催しています。また、毎年1回現役奨学生を集めて講演会などを行っています。講演会やその後に行われる懇親会には、先輩にも一緒に来てもらっています。先般開催した財団設立10周年の会合では、非常に優秀な方も出ており、後輩の面倒も見ますといってくれる人もいて、10年の積み重ねというのはよかったなと感じました。

私は10年ぐらい前から稲盛財団の京都賞の表彰式に出席しておりますが、10年前と比べると、すっかり定着してきたと感じております。やはりこの事業は年輪が必要ですね。

稲盛さんは私財を全部財団に注ぎ込まれているのではないのでしょうか。すばらしいな、と思う反面、大変ではないかとも思います。うちの常務理事は、財団を大きくするのに反対していますが(笑)。

山本：10年前に購入した国債が償還を迎えるのですが、次を買うものがございませんで頭を痛めています。皆さんそうだと思うのですが。

伊藤：松方さんに教えていただいたら。

松方：いやいや、こちらも困っております。

山本：なにしろ金利が低く運営資金確保が大変で、毎年個人(理事長)から寄付をいただいている状態です。

松方：ところで、一番最初に奨学金を差上げた方は、もうかなりの年齢ですね。

山本：もう32,33歳になりますか、研究助成をしている方はだいいぶ上になります。

伊藤：研究助成では、ノーベル賞をもらった方をお助けしたことがあります。

山本：アメリカの財団で一昨年ノーベル化学賞をおとりになっ

松方理事長対談シリーズ(3)

新春対談『謝恩のころ』

—人を育てる—



まつかた こう 理事長 (財) 助成財団センター

た方のチームのひとりで。

伊藤：アメリカにある財団の助成だったのですけれど、アメリカに留学していたお医者さまに研究助成をさせていただきましたら、その研究チームのトップの方がノーベル賞をとってくださって。

松方：それは珍しい例ですね。

伊藤：はい。ノーベル賞をとった後で先生がごあいさつに見えたときに、その先生とご家族もお礼に見えて、つくづく「いいことをしたな」と思いましたね。

松方：アメリカの財団は、こちらの財団と同じころつくられたのですか。

山本：少し後になります。アメリカのプライベートファウンデーションは、奨学金にしても個人に差し上げることはできなくて、大学に差し上げることになっておりまして。

伊藤：そのほかに、昨年亡くなられたドラッカーさんがおられたクレアモント大学に寄付いたしましたら、私の名前をつけていただきました。

—— ドラッカー教授のこと ——

松方：ドラッカーさんとは、ずいぶんご親交がございましたようですね。

伊藤：40年近くなりますか、家族ぐるみのお付き合いで、昨年4月にご自宅にうかがったときは、かなりお体が弱っておられ、心配していたのですが、お亡くなりになりました。私が日本経済新聞に「私の履歴書」を連載したことがきっかけで、ドラッカーさんも「私の履歴書」に掲載されたので、皆さんドラッカーさんの生い立ちをお分かりになったことと思います。

松方：学者というよりも思想家といったほうがふさわしい方でした。

山本：ご家族が訪日されたときに京都などをご案内しまして、親しくさせていただきました。一昨年にお目にかかってお話をうかがったとき、経済のことだけでなく、世界的なことを全

部視野に入れられてお仕事の話をしてくださっている、物事を判断するときはその1点を見るのではなく世界情勢も見て判断する必要があるなどと、2時間ぐらいお話しされたことが強く印象に残っています。

伊藤：私はドラッカーさんのところで名誉博士号をもらったのですが、大学院の卒業式に出席してみると、向こうの学生は日本と全然違いますね。ものすごく勉強します。子供を連れて大学院の卒業式に出席している人もいます。

山本：奨学金制度でも、アメリカでは大学にお願いすれば、よい人を選んでかつコミュニケーションもとれるのですが、日本の大学は難しいですね。それが問題点だと思います。日本では早稲田大学が奨学金制度に一番力を入れていますが、……アメリカでは奨学金をもらったことを履歴書に書きます。そのようなフェローシップ制度をつくっては、というお話もありましたが、日本ではなかなか難しいようです。

伊藤：ドラッカー先生を見ていると、ご自分の生活を非常に地味にして、地域社会の問題についての仕事をしている。もう15年ぐらい前のことですが、わが国でまだNPOの話がない時代に、ドラッカー賞を設けてNPOの活動を表彰されていました。私も表彰式に出席したことがありますが、そのときはホームレスの給食を運搬する運転手の教育を行っていた人が賞をもらっていました。

このように官でもできない、会社でもできないことをやっていて、私は「これだ」と思いました。アメリカの同業者の場合も、社長さんが自分の意思でホームレスの給食活動などボランティア活動をしている。アメリカとは社会制度のあり方が違うのかもしれませんが、新興企業で株式を上場されたような方は、格好よく言えば世のため人のためなのですが、なにか「ノーブレス・オブリージェ(noblesse oblige)」みたいなことが、必要ではないかと思います。生きたお金の使い方がないものでしょうか。

山本：日本では形だけで、ボランティアをやると単位がとれるという仕組みになっている。そこが違いますね。



松方：バブルのちょっと前のころ、稲盛さんが講師でお見えになって若手社長が集まって話を聞いたのですが、企業というのは利益の追求だけでなく社会に還元しなければならないという趣旨のすばらしい話をされましたが、その当時はまだ受け入れられなかった、今はそういうことはありませんが。

伊藤：やっぱり稲盛さんがいうことは本当だった。

謝恩のころ

伊藤：うちの会社の役員をやった人で、子供がいないものから育英財団をつくって、学生を集めて、一生懸命にその人たちを教えている人がいます。すばらしいと思います。もうひとり、秋田の商業学校を出た人が3億円くらいの信託財産で奨学金制度をつくり、高等学校の先生に選考してもらっています。それからもうひとり、甲府出身の会社の常務だった人が、山梨県の学生さんに限定して奨学金を出しています。うちの会社を出た人が3人も育英財団をつくっていることになります。またこの間、「お世話になったから」といって、元役員の未亡人で会社の株をもっている方が財団にご寄付くださるという、お申し込みをいただいています。有難いことです。

このように、創業期のお世話になった方に、会社の株を少しおもちいただいたのが財産になって、使ってくださいといっただけのだけでもうれしいものです。

松方：本当にうれしいお話ですね。

山本：「直接お話をした方から返ってこなくても、違うとこ

ろから返してくれればいい」というのが、祖母、父の母がよくいっていたことです。

伊藤：社会の制度がそういう方向に育っていないようで、仕事の中に志がなければいけないのではないかと思います。

お客さまあつての会社、従業員あつての会社、それから世間さまあつての会社、お取引先あつての会社、大事な工員さんがつくったものを売るのだよという考え方がだんだんなくなってきているようで心配です。私どもの会社は、現在6兆円という売上でございますが、昭和31年は1億円でした。

アメリカで仕事を始めたころは、アメリカの方でも日本を助けてやろうという気分のおかげですから、いろんな方に教えていただきました。そのころのアメリカの人は今の人とちょっと違って、大恐慌の経験があり、真摯な考え方をおもちの方が多かったようです。昭和51年、アメリカに行きまして初めて転換社債を出したときにも、いろいろな方に助けていただきました。ドラッカーさんも、そのような縁で親しくさせていただくようになりました。

今日までお世話になった多くの方々への感謝、財団の名称の「謝恩」には、そのような思いが含まれています。

松方：財団の運営には志、心意気が大切ですね。

最後になりますが、助成財団センターでは、助成財団のお役に立てるように、各種の情報を整備してまいりたいと存じます。本日は有益なお話をありがとうございました。

(文責：堀内生太郎)

新公益法人会計基準の あらまし



(財)助成財団センター総務企画主査

こばやしみつはる
小林充治

1. はじめに

2004年10月に総務省より“新公益法人会計基準”(以降、新基準と称す)が公表され、2006年度4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することが求められ、その後の2005年3月には「運用指針」や「内部管理事項」が公表された。

新基準は現行公益法人制度の下で策定されたが、公益法人制度改革後の新公益法人への移行は、この基準の適用が条件になることが予想される。

当センターではセンター監事でもある公認会計士出塚清治氏を講師に招き、2005年10月27日に新基準に関する研修会を開催した。そのときに触れられた点も含め、来年度の実施に向けて新基準の実務上のポイントと留意事項を以下、簡単に述べる。

2. 主な改正事項

今回の改正趣旨は、事業活動状況を透明化し、寄付者等から受けた財産の受託責任の明確化を図ることにより、外部へ分かりやすい情報を提供することにある。

主な改正事項は、次のとおりである。

- (1)資金収支計算を中心とする体系から、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録から成る財務諸表の体系への移行。
- (2)大規模公益法人は(1)の財務諸表に、キャッシュ・フロー計算書を追加。

(3)貸借対照表の正味財産を、指定正味財産と一般正味財産に区分表示。

(4)正味財産増減計算書の様式をフロー式に統一する。

(5)財務諸表に対する注記事項に、関連当事者間取り引き、有価証券の時価などを加えて拡充する。

3. 新基準のポイント

貸借対照表

(1)指定正味財産とは、出捐時や設立後の寄付に関係なく寄付者等の意思により特定の目的に用途が制限されているものをいう。理事会での議決による用途限定は、これに含まれない。したがって基本財産は、指定正味財産と一般正味財産(指定正味財産以外の正味財産)に分かれることがあり得る。

なお新基準への移行に際し、用途の約定が明確でないものは、一般正味財産でよいとしている。(運用指針6, 10)

(2)有価証券の価額は、次のように区分される。

①満期保有目的の債券・子会社株式および関連会社株式は取得原価

②①以外の有価証券で市場価格があるものは時価

③①以外の有価証券で市場価格がないものは取得原価

ただし、満期保有目的の債券を債券金額より低くまたは高く取得した場合で差額の性格が金利調整と認められれば、償却原価法で算定された価額が強

制適用される。

ところで新基準には満期保有目的の債券の定義はない。日本公認会計士協会から2005年6月に公表された「実務指針(Q2)」よれば、満期保有とは、法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することとしており、期間を決めずにただ長期保有と想定している場合や、市場金利・為替相場の変動要因で売却が考えられる場合は含まない。

新基準への移行時には従来から保有する有価証券の分類を行い、新基準適用初年度の期首を取得時点として、その保有目的を決定しなければならないとしている。

満期保有目的の債券は、債券発行者の信用著しい悪化や税法上の優遇措置廃止等、外的要因により保有することが損失・不利益になる場合に限り、売却も致し方ないとしている。(実務指針(Q3))

(3)有形固定資産および無形固定資産の減価償却資産について減価償却処理を必ず適用する。今まで減価償却処理を未実施である場合の対応については、「運用指針3」で記されている。①原則は新基準適用初年度に過年度分の減価償却費を一括計上するとされているが、②適用初年度を減価償却の初年度として処理することもできる。ただし、適用する耐用年数は、新規取得時の耐用年数から経過年数を引いた年とする。

③取得時に減価償却処理を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で実施している場合は、当該資産はその方法で継続実施してもよい。

(4)資産の時価が著しく下落した場合、回復見込みが認められなければ時価を価額としなければならない。“著しい下落”とは、時価が帳簿価額からおおむね50%を超えた下落をいう。(運用指針12)

(5)固定資産が①基本財産、②特定資産、③その他固定資産に3区分された。特定資産は保有資産の目的を明確にする意味合いがあり、指定正味財産にも一般正味財産にも対応する。例えば退職給付引当資産、減価償却引当資産、〇〇事業引当資産等である。

なお、基本財産の処分に関して、2005年3月の「～基本財産の指導監督について(通知)」で新たな取扱い方が示されており、減価償却の強制、有価証券の償却原価法の導入や時価評価等による基本財産の減少が、会計上の認識にとどまる場合は処分に該当しないと示した。

正味財産増減計算書

(6)従来一般的であったストック式からフロー式になり、勘定科目も大幅に変わっている。

一般正味財産増減の部では、①経常増減の部(経常収益・経常費用)、②経常外増減の部(経常外収益・経常外費用)に区分され、増減要因が明瞭になった。

①は通常の事業活動から発生するもので、②は臨時発生するものや過年度修正項目である。

(7)指定正味財産から一般正味財産への振替処理が発生することもあり、「新基準」注解で次のように示されている。

①指定正味財産に区分される資産の

制約が解除された場合、②指定正味財産に区分される資産の減価償却を行った場合、③指定正味財産に区分される資産が災害等で消滅した場合(注解(注13))。

また、公的な補助金等を受け入れた場合、その目的となる支出時も該当する。(注解(注11))

その他では、基本財産運用損益や指定正味財産に区分される特定資産運用損益の処理がある。(実務指針(Q9))

キャッシュ・フロー計算書

(8)大規模法人のみが対象である。「運用指針7」で具体的な対象規模を定義しており、資産合計額が100億円以上が、条件のひとつとなっている。株式を保有し時価評価しなければならないケースに該当すると、条件に合致する可能性があるので留意する。ただし、作成は新基準適用2年度目からなので準備に余裕はある。なお資産規模が100億円以上の場合、公認会計士等の外部監査を要請されているので注意する必要がある。この場合の監査報酬は、法人規模にもよるが30～150万円程度のようなものである。

4. 移行に向けて

「新基準」では明らかでなかった移行時の取扱いが、「運用指針」には記されている。実務に重要な事項ばかりであるが、誌面の都合上、項目のみを列挙する。詳細は「運用指針」を参照してほしい。

①新基準適用初年度における前事業年度の財務諸表記載

②退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の取扱い

③過年度分の減価償却費取扱い

④新基準適用初年度における有価証券取扱い

⑤新基準移行時における過年度分の取

益、費用の取扱い

⑥特定資産、指定正味財産および一般正味財産の新基準適用初年度の期首残高

⑦キャッシュ・フロー計算書を作成する大規模公益法人の規模

⑧退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定

⑨関連当事者との取り引きの内容

⑩指定正味財産として計上される額

⑪補助金等の取扱い

⑫資産時価が著しく下落した場合

5. 今なすべきこと

新基準の適用にあたり、今なにをすべきかを述べたい。

(1)会計処理規程

会計処理規程を見直し、新基準に適応したものにする。併せて使用する勘定科目も事業の実態に応じて整理しなければならない。(内部管理事項1)

(2)補助簿

「内部管理事項(2会計帳簿について)」において会計帳簿の補助簿を備えるよう指示している。そのなかで①指定正味財産台帳、②基本財産台帳、③特定資産台帳は、貸借対照表の正味財産の部の内書きや財務諸表に対する注記の「4. 基本財産および特定資産の財源等の内訳」記載時に役立つ。

本記事で取り上げた「新基準」等の規程は、以下よりPDFファイルで取得できるので参考にされたい。

(1)総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041014_1.html

(2)日本公認会計士協会ホームページ

http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/015/015-20050613-01.html

2005年度会員の集い

—公益法人制度改革と助成財団—

助成財団センターでは「2005年度会員の集い」を、「公益法人制度改革と助成財団」をテーマに、11月15日午後2時より東京神田の学士会館で開催した。

「会員の集い」は松方理事長の開会あいさつと助成財団センターの中期展望の発表の後、さわやか福祉財団理事長の堀田力氏による基調講演、助成財団関係者と外部有識者によるシンポジウム、懇親会と続き、午後6時30分、盛会裏に終了した。



基調講演：堀田力氏

「助成財団に期待する」と題した基調講演で堀田力氏は、公益活動の変遷と民間助成財団に対する期待、公益法人制度改革について、大要次のとおり述べられた。

「わが国の公益活動は、近代国家の基礎を築くために官が提供してきたが、1970年代に基礎的なレベル（憲法25条：生存権）に達し、人々はより高いレベルの公益活動（憲法13条：個人の尊厳）を求めるようになった。多様で個別的、精神的な要素が強い公益活動は、官が提供するには不得意な分野で、公益法人やNPO法人など、民間が提供する分野である。

しかしながら国の財政難は、これまで官が行ってきた公益活動にも支障が生じ始めており、例えばホームレスに対する支援活動など、生存権の保証という基礎的な事項に関する問題まで

NPOが関与するようになっていく。これら市民活動は、これまで行政の補完的な役割としか認識されていなかったが、大きく変わりつつある。このような現象は先進国共通の流れとなっている。

このような市民活動に対し、民間助成財団は積極的に助成してほしいが、民間助成金は官の助成金と異なり、自由にのびのびと使わせてほしい。市民活動の基本は心意気、満足感にある。市民公益としての意味を見極めながら、事業の中身をよく吟味して助成をする必要がある。

公益法人制度改革については税制が問題であり、非営利活動に対する収益課税について議論を深めるべきであり、特に資産収益に対する課税に強く反対する必要がある。」



「公益法人制度改革と助成財団：時代が求める助成財団とは」をテーマとしたシンポジウムは、司会の田中皓氏（損保ジャパン記念財団専務理事）から制度改革の現状と見通しについての説明の後、出席者から助成財団の社会的役割を認識し、制度改革を機に事業を見直し、必要に応じて改革を図るべきであるとの意見が出され、特に有識者からの発言では、助成財団は広報活動の強化を図るべきであること、また制度改革に伴う新公益法人税制の成り行きは楽観できず、積極的に助成財団が意見を発表する必要性が述べられた。

出席者の発言要旨は次のとおりである。

●片山正夫氏（セゾン文化財団常務理事）

公益法人制度改革は、最初に助成財団の役割を認識した上で取り組んでいけば、運用収益課税の問題などは生じなかったであろう。助成財団の助成の特質は、官や企業と比べて継続性があることと、政策が自由であり、政策提言的なプログラムなどつくりやすいという2点にある。この特質を生かすためには高度の専門性が必要である。寄付金優遇税制が実現すれば、個人や企業が直接必要ところに寄付することになる。助成財団がこれらに対抗して存在価値を示すには、プロの寄付者にならないといけない。突き詰めれば、助成財団に求められる役割を果たすためには、いかにして助成財団が「人材」（プログラムオフィサー）を育成するか、ということになる。

これと別に助成先である芸術文化関係団体は、これまで株式会社や任意団体などさまざまな組織形態で運営されてきたが、今後は非営利法人になるケースが多くなるであろう。必然的に



片山正夫氏



蟹江宣雄氏



司会：田中皓氏

助成機関の助成先も、これからは公益的な非営利法人が主な対象となるであろう。

●蟹江宣雄氏（トヨタ財団常務理事）

トヨタ財団は30年の歴史をもち、助成先は6,300件、助成金額は135億円にのぼる。

トヨタ財団は企業財団であるにも関わらず、ファミリー財団であるフォード財団を範に設立した。このような例はアメリカにもないといわれている。財団の特徴は、①運営面で企業から独立し自主性を確保していること、②助成分野の多目的性と国際性で、完全公募で海外からの英文による応募も可能であり選考委員も国際化していること、③わが国で初めてプログラムオフィサー制度と選考委員制度を設けたこと、④設立後30年間ほぼ同じ規模の助成金を出してきたことが挙げられる。

しかしながら30年史作成に際して過去の由来や経過を調べてみるうちに、プログラムやプログラム運営面での改革が必要であると考えようになった。外的要因としては、30年間の歴史的変動がもたらした内外の変動に対応する必要性、トヨタ財団は先見性、市民性、国際性を標榜しているにも関わらず、開拓の意識よりも現状維持の保守の意識が目立つようになってきた。2番目は内部要因、主役は助成対象者であることの認識、プログラム運営の透明性、公正性、これらが失われつつあるのではないかと。

そこで外部有識者も交えた構想諮問委員会を設け、2年かけて検討を重ねてきた。委員の人选は特に慎重に行った。委員会最終答申は財団のホームページをご覧ください。トヨタ財団はこの答申を基に、公益法人制度改革によって誕生する公益性ある非営利法人として、社会の期待に応えたいと考えている。

●堀川浩介氏（大阪コミュニティ財団専務理事）

公益法人制度改革で助成財団の参入障壁が低くなり、あわせて寄付金優遇税制と公益信託の改定が行われようとしている。これによりわが国のコミュニティ財団が大きく発展するのはないかと期待している。当財団は2006年度に設立15年を迎えるわが国唯一のコミュニティ財団で17億円の基金があり、平



堀川浩介氏



雨宮孝子氏



辻陽明氏

均して毎年1億円ずつ増加している。コミュニティ財団はアメリカが先達で、1914年、米国オハイオ州クリーブランドで第1号が誕生した。米国財団協議会の定義によると、コミュニティ財団は個人や企業の寄付や遺贈により設置される個別基金を管理、運営する社会貢献活動団体で、地域の市民が理事会を構成、運営し、寄付者や地域社会のニーズにこたえる活動を行う、となっている。財団設立15周年を記念して、米国から関係者を招いてワークショップを開催し、またコミュニティ財団設立に関するマニュアルを翻訳することなども考えている。

現行制度の下では、コミュニティ財団は特定公益増進法人の対象外となっており、制度改正に伴う寄付金優遇税制に期待したい。

今後国内のどこかでコミュニティ財団設立の動きがあれば、当財団としてはこれまで積み重ねたノウハウを生かして、全面的に協力していきたい。

●辻陽明氏（朝日新聞東京本社編集委員）

行政改革キャンペーンの中で、公益法人はすべて悪者で天下り先となっているという取り上げられ方をしていたが、私が調べたところ実際の天下り先は3割ぐらいしかなく、民間の公益法人制度を役所が利用している実態が明らかになった。今回の公益法人制度改革がわが国における非営利セクターの発展可能性を阻害するものであってはならないと考え、広く非営利セクター取材するようになった。現在朝日新聞の土曜特集版に非営利センターで活躍する人々の紹介記事を連載している。

助成財団に対し、次の3点を期待する。

(1) より多くの助成財団がNPOに助成してほしい。若い人の

関心も強く、企業も政党も接近している。しかし活動資金に不足しており、優秀な人材が定着しない。公益法人制度改革は事業内容を見直す好機、プログラムを変更してNPOを支援することも容易になる。

NPO法人は25,000を超える勢いで伸びており社会的な広がりをもってきたが、玉石混交、助成に際して目利きが必要となる。助成財団の社会的評価を受ける鍵はNPO支援ではないか。(2) 助成財団の活動を積極的に広報する必要がある。時代は変わりつつある。せっかくよいことをしているのだから、もっと社会にアピールすべきであろう。このようなNPOを支援した、という記事は地方紙の格好の話題である。全国紙の地方版か、地方紙をねらい、ニュースリリースを送ること。知り合いの記者にアプローチする方法もある。

(3) 公益法人制度改革については、もっと積極的に主張すべきものは主張する必要がある。特に寄付税制について、政府税調のワーキンググループが発表した方向（新しい公益法人に特定公益増進法人なみの取り扱いを認める）に進むという保証はまったくない。

●雨宮孝子氏（明治学院大学法科大学院教授）

辻氏がまとめられたのであまり話すことはないが、今回の制度改革で助成財団に最も影響があるのは公益法人税制の動向である。中間法人と公益法人をいっしょにして非営利法人とし、原則課税をねらったのではなかろうか。制度移行については、これまでの公益法人すべてが、新しい公益性ある非営利法人として認められるであろうか。私はそう思わない。現在の個人寄付200億、企業寄付5,000億、これらの寄付金が特に増えるとは思わない。法人の寄付金枠を絞り、法人課税を強化することが目的ではなかろうか。

健全な市民社会を築き上げるには補助金を減らし、税の優遇で寄付金を増やし、民間資金を有効に使用する必要がある。寄付のための広報も必要である。時代が求める助成財団とは、助成財団がアイデアを出し合って社会の多様なニーズに的確に答えていくことができる財団である。制度改革で事業内容の変更がこれまでよりも自由になる。この点に期待したい。

（文責：堀内生太郎）

新たに市民活動助成を始める

道を拓く

— 秋山記念生命科学振興財団・理事長秋山孝二氏に聞く —

(財)秋山記念生命科学振興財団は、1987年1月に創設以来、生命科学(ライフサイエンス)の基礎研究を奨励し、研究者の人材育成等のための助成活動を行ってきましたが、昨年より「社会貢献活動助成金」として、市民活動に対する助成を始めました。

今回は、新たな助成事業を始めた経緯や、その後の状況、見えてきた課題等について秋山理事長にお話をうかがいました。



あきやま こうじ
秋山孝二氏

Q：今まで生命科学関係の自然科学分野の研究助成を行ってこれましたが、このたび2004年より新たにNPO等を対象にした活動助成を始められました。始めるにあたって、なにかきっかけがあったのでしょうか。

A：特にきっかけがあったからではなく、この財団の設立当初から、21世紀は「ライフサイエンス」の時代であるとして、自然科学にこだわらずに広く社会科学や人文科学をも視野に入れた支援を考えるべきとの議論がありました。また、北海道という地域に限定した地域中心の助成ということからも、医学・薬学だけではないという共通認識を当時の理事の方々はおもちでした。しかしながら規模も小さく初めてのことで、最初から大きく手を広げるのではなく、医学・薬学中心の自然科学分野から助成事業を始めました。その後の低金利による財源的制約により、近年までは自然科学中心でやってきたということです。ですから今回新しい事業を始めるにあたっては、財団の理事や評議員の間にはすでに自然科学以外の分野に対する助成のコンセンサスがありました。

また、「生命科学に関する」活動助成とすることによる、寄附行為の変更もする必要はありませんでした。

Q：社会科学や人文科学への視野を当初からおもちであったけれども、それらの研究への助成ではなく市民活動への助成という形で始められたのはなぜでしょうか。

A：ひとつには「研究助成」という枠を飛び出してみたいということがあったのかもしれません。時代の流れの中で市民活動についての多様な取り組みが北海道の中でも行われているという認識があり、むしろ「研究助成」という枠の中での分野の広がりよりも、生命科学という本来のテーマに立ち戻ることのほうが、より大きな広がりを得られるのではないかと。また財団設立以来の地域への貢献という、もう1つのテーマの影響も強かったこともあります。このところ、「研究助成」への公的助成金は大幅に増加していますし、財源的にきわめて厳しい市民活動の支援という方向に進んでいきました。

Q：新しい対象への助成ということで、注意されたこと、また工夫されたことは何でしょうか。

A：選考の公平性が重要であり、どういう人に選考をお願いするかにいちばん注意しました。研究助成の場合は既存の研究組織やアカデミックな切り口に依存する形で行うことができましたが、市民活動助成は申請者・団体の活動の実態をしっかり見極める必要があります。選考委員は、自分でも市民活動家で、実際に申請する立場になったこともあり、かつNPOについての広い知識をおもちの方、おふたりをお願いしました。

今は2年目ですが、当初の3年間は、申請される方々には「『生命科学』を『生命：いのち』と置き換えて『生命：いのちを育む』という形で理解していただいて、申請者の皆さんと一っしょにNPO等を対象

とした活動助成のあり方をつくっていきたい」という言い方をしています。

選考自体には関与はしませんが、選考には私も同席をして助成の方向性について選考委員と常に議論をしています。

選考のいちばんのポイントは申請された活動の内容と実際が一致しているかどうかということですが、例えば事前のプレゼンテーションでそれを把握することもむずかしいと思われました。そこで、この2年間は助成を決定したところへは理事長自らが訪問して、財団の目的や意図するところを説明すると同時に、団体の活動の情報を得るようにしています。

それでもなかなか連絡がつかないとか、期限までに報告書が上がってこないという団体もありました。私どもの財団としては少ない人員の中ですべてを細かくチェックすることは不可能ですし、そこは信頼関係に依存したいと考えています。

Q：今後の検討課題は？

A：助成する方法の問題として、研究助成と同じように単年度助成でよいのかどうかということがあります。市民活動の場合は継続性ということも大事で、初めにボンと100万円を出すのではなく、3年間継続して100万円を出すというほうがよいのかもしれない。団体のほうでそのほうがよいというのであれば、その用意はあります。また、助成する時期もはたして今の時期でよいのかどうか。2、3月の応募で4月に決まるとあと1年間チャンスがないという形が多いので、あえてその時期をずらしたものがあってもいいのではないかと議論もあります。

とにかく、最初の3年間はいろいろと試行錯誤を重ね、申請者にとって使い勝手のいい助成プログラムにしていきたいと思っています。

Q：市民活動への助成を始めたことで、なにか変化はありましたか？

A：初年度に助成した団体に来ていただいて、理事・評議員も出席して報告会を行いました。理事・評議員は研究者が多いのですが、市民活動の現場の話に強い感動を受けたと後で語っていました。また実際の活動に対して、調査方法などについては専門家の立場からのアドバイスがあったり、双方の視野が広がるという効果もありました。ですからこの試行3年間が終わったあとに、そのままととしてのフォーラムのようなものを開きたいという希望ももっています。

やはり助成後のフォローアップは大切で、出しっぱなしではもったいないと思います。助成の成果は財団の財産というだけでなく、多くの人の前で発表していくということが、双方の刺激になり、価値になっていくからです。それによって秋山財団はこういったテーマについて助成をしているということを市民活動団体の皆さんに知ってもらうことにもなると考えています。

(文責：湯瀬秀行)



助成財団センターの中期展望

公益法人制度の抜本的改革を控え、助成財団センターでは社会の負託にこたえるべく中期展望を策定した。

センターは1988年に設立されたが、今日までの間、センターを取り巻く環境は大きく変化している。その第一は、助成金の需要の変化である。センター設立時には予測できなかった文科省をはじめとする科学研究費に対する資金の急激な伸びと、企業と大学や研究機関との間の、いわゆる産学協同の推進である。変化の第二は、ウェブに代表されるIT技術の飛躍的な発展に伴う情報収集手段の変化と、公益法人に対する指導監督の強化に伴う情報開示の動きである。第三は、先に述べた公益法人制度の抜本的改革が挙げられる。また長引く低金利も、基本財産の運用収益を主な財源とする財団にとって、予想し得なかったところである。

助成財団を取り巻くこのような環境の激変に迅速、的確に対応することが、センターに課せられた社会的役割であることを認識し、必要に応じて基本財産の取崩しも視野に入れて、次のような考え方の下に積極的に対応することとしたい。

- ①助成に関する情報・資料の収集・保管
情報公開を前提とした積極的な情報収集システムへの変更
- ②助成に関する情報提供
ホームページや出版物などを通じた情報提供能力の強化
- ③助成財団活動の広報
マスコミに対する情報提供の強化と関係団体との連携強化
- ④助成財団に対する支援
助成財団の業務に関する各種相談体制と職員研修システムの充実

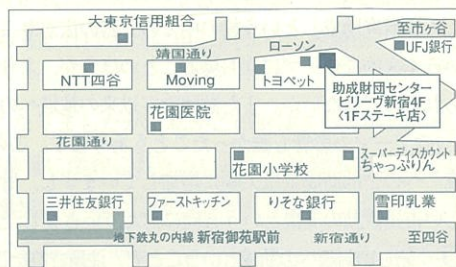
編集後記

◆明けましておめでとうございます。いよいよ本年は、公益法人制度改革が現実に動き始める年となります。センターとしては、この動きを逐次皆さまにお伝えしていくだけでなく、時代に即した助成財団の新しい活動や事業についても広く社会に伝えていきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

◆本号では、助成財団の事業に対する「心意気」という言葉が、奇しくも理事長対談の松方理事長と会員の集いにおける堀田力先生の基調講演に出てきました。対談のお相手の伊藤雅俊氏が理事長を務められている伊藤謝恩育英財団の「謝恩」もそのひとつの形であろうと思います。制度改革が進んでも事業の根本である「心意気」を忘れてはならないと、制度改革の年であるからこそ一層強く肝に銘じたいと思います。

◆本号がお手元に届くころは、『助成団体要覧2006』がちょうど印刷中です。掲載をいただいた皆さまには厚く御礼申し上げます。会員の皆さまには間もなくお届けいたします。非会員で掲載させていただいた団体は、割引にて頒布させていただく予定です。ご案内を差し上げますので、今しばらくお待ちください。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡して下さい。)

JFC Views No.54 Jan. 2006

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2006年1月20日
編集・発行人 堀内生太郎

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp